

# 条 例 案 の 概 要

議案第1号 幸手市手数料条例の一部を改正する条例

## 1 内 容

戸籍法（昭和22年法律第224号）の一部が改正されることに伴い、戸籍証明書等の広域交付等に係る手数料を定めるとともに、引用条項等の規定の整備をするもの

### (1) 戸籍証明書等の広域交付に係る戸籍法の引用条項等の追加

自らや父母等の戸籍について、本籍地の市区町村以外の市区町村の窓口でも戸籍証明書等の交付ができるようになるもの（戸籍証明書等の広域交付）

（別表13の項及び16の項関係）

### (2) 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料の追加

戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号を行政機関に提出することにより、戸籍（除籍）電子証明書（電子的な戸籍記録事項の証明情報）の提供ができるようになるもの

ア 戸籍電子証明書提供用識別符号 1件につき400円

イ 除籍電子証明書提供用識別符号 1件につき700円

（別表15の項及び18の項関係）

### (3) 届書等情報内容証明書の交付等に伴う手数料の追加

届書等情報（届書等の書類を画像情報として作成したもの）の内容に係る証明書の交付請求や閲覧請求ができるようになるもの

1件につき350円

（別表19の項及び20の項関係）

### (4) (2)の追加に伴う規定の整備

（第5条及び別表関係）

## 2 施行期日

令和6年3月1日

議案第 2 号 幸手市国民保護協議会条例及び幸手市庁舎の在り方検討審議会条例の一部を改正する条例

1 内 容

令和 6 年度の組織機構の改編に伴い、次に掲げる条例で使用されている課名を改正するもの

(1) 幸手市国民保護協議会条例

「危機管理防災課」 → 「くらし防災課」

(2) 幸手市庁舎の在り方検討審議会条例

「施設整備課」 → 「政策課」

2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

議案第 3 号 幸手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 内 容

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給できることとなったため、関係規定の整備をするもの

(1) 育児休業をしている職員に係る勤勉手当の支給対象から会計年度任用職員を除外する規定を削り、会計年度任用職員を含めることとする。

(第 7 条第 2 項関係)

(2) その他所要の整理

(第 8 条及び第 1 2 条関係)

2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

議案第4号 幸手市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

1 内 容

育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の新設、夏季期間における特別休暇の使用期間の見直し及びこれらを踏まえた措置を講ずるための所要の改正を行うもの

- (1) 育児又は介護を行う職員が、1日の総勤務時間を変えずに始業時間を繰り上げ又は繰り下げできる制度を新設する。

対象職員

ア 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

イ 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの

ウ 要介護者を介護する職員

(第8条の2関係)

- (2) 上記(1)の新設に伴うその他所要の規定の整備

(第8条の3第1項及び第8条の4関係)

- (3) 夏季期間における特別休暇の使用期間である現行の7月から9月までを、当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内での取得が困難な職員にあっては6月から10月までの取得を可能とする。

(第14条第2項第17号関係)

2 施行期日等

- (1) 施行期日

令和6年4月1日

- (2) 関連条例の整備

上記の改正において条項ずれが生じたため、以下の関連条例の引用条項を改正する。

ア 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例

イ 幸手市職員の給与に関する条例

議案第 5 号 幸手市監査委員に関する条例の一部を改正する条例

1 内 容

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の一部改正に伴う所要の改正  
請求又は要求による監査に関する引用条項の改正

「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 3 項」 → 「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」

（第 5 条関係）

2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

議案第 6 号 幸手市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部  
を改正する条例

1 内 容

活動実態に合わせた規定の整備を行うとともに、消防団を中核とした地域  
防災力の充実強化に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 1 0 号）第 1 3 条及び  
消防団員の報酬等の基準の策定等について（令和 3 年 4 月 1 3 日消防地第 1  
7 1 号消防庁長官通知。以下「国の指標」という。）の内容を踏まえ、消防  
団員の処遇改善を図るための規定を創設するもの

(1) 休団規定の創設

仕事の都合、親の介護等の理由により消防団活動ができない消防団員  
のため、休団に関する規定を設ける。

（第 4 条の 2 関係）

(2) 出動報酬の創設

1 日につき 8, 0 0 0 円を基本とする国の指標に基づき、出動種別に  
応じた報酬を支給する。

ア 災害出動

1 日につき 8, 0 0 0 円

イ 訓練・訓練指導

1 日につき 4, 0 0 0 円

ウ 警戒出動

1 日につき 4, 0 0 0 円

エ 警備・交通整理・会場整理等

1日につき4,000円

オ 会議・研修

1日につき2,000円

カ 式典等

1日につき2,000円

キ その他団長の招集命令による職務に従事した場合

1日につき2,000円

(第12条第1項第2号関係)

(3) 年額報酬に対する減額調整の新設

活動実態に応じた支給となるよう、年額報酬の減額調整規定を設ける。

(第12条第2項関係)

(4) 費用弁償規定の整理

災害出動、警戒、訓練等の際に支弁している現在の費用弁償については廃止し、所要の整理を行う。

(第13条関係)

2 施行期日

令和6年4月1日

議案第7号 幸手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 内 容

国民健康保険税の課税額の限度額、税率等を改正するもの

(1) 国民健康保険税の課税額の限度額及び税率の改正

ア 限度額の改正

後期高齢者支援金等課税額

「200,000円」 → 「220,000円」

(第2条関係)

イ 税率等の改正

(ア) 基礎課税額の改正

被保険者均等割額

「27,500円」 → 「35,000円」

(イ) 後期高齢者支援金等課税額の改正

所得割額

「2.1%」 → 「2.5%」

被保険者均等割額

「11,800円」 → 「13,000円」

(ウ) 介護納付金課税額の改正

所得割額

「1.6%」 → 「2.1%」

被保険者均等割額

「10,400円」 → 「12,000円」

(第4条から第7条までの規定関係)

ウ 法定軽減額の改正

(ア) 7割軽減世帯の被保険者均等割額の軽減額

基礎課税分

「19,250円」 → 「24,500円」

後期高齢者支援金分

「8,260円」 → 「9,100円」

介護納付金分

「7,280円」 → 「8,400円」

(イ) 5割軽減世帯の被保険者均等割額の軽減額

基礎課税分

「13,750円」 → 「17,500円」

後期高齢者支援金分

「5,900円」 → 「6,500円」

介護納付金分

「5,200円」 → 「6,000円」

(ウ) 2割軽減世帯の被保険者均等割額の軽減額

基礎課税分

「5,500円」 → 「7,000円」

後期高齢者支援金分

「2,360円」 → 「2,600円」  
介護納付金分

「2,080円」 → 「2,400円」

(第21条第1項関係)

エ 未就学児に係る被保険者均等割額の減額

(ア) 7割軽減世帯の被保険者均等割額の未就学児1人の額

基礎課税分

「4,125円」 → 「5,250円」

後期高齢者支援金分

「1,770円」 → 「1,950円」

(イ) 5割軽減世帯の被保険者均等割額の未就学児1人の額

基礎課税分

「6,875円」 → 「8,750円」

後期高齢者支援金分

「2,950円」 → 「3,250円」

(ウ) 2割軽減世帯の被保険者均等割額の未就学児1人の額

基礎課税分

「11,000円」 → 「14,000円」

後期高齢者支援金分

「4,720円」 → 「5,200円」

(エ) (ア)から(ウ)までの世帯以外の世帯の未就学児1人の額

基礎課税分

「13,750円」 → 「17,500円」

後期高齢者支援金分

「5,900円」 → 「6,500円」

(第21条第2項関係)

2 施行期日

令和6年4月1日

### 3 適用区分

この条例による改正後の幸手市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 議案第8号 幸手市介護保険条例の一部を改正する条例

### 1 内 容

#### (1) 保険料率に係る規定の改正

所得段階に応じて区分されている第1号被保険者の保険料率の算定に関する基準を介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条で定める基準から、令第39条の市町村が定める割合等とし、第9期介護保険事業計画において設定した保険料率を次のように定めるもの

ア	所得段階第1段階	24,900円
イ	所得段階第2段階	32,900円
ウ	所得段階第3段階	39,300円
エ	所得段階第4段階	55,300円
オ	所得段階第5段階	61,500円(基準額)
カ	所得段階第6段階	73,800円
キ	所得段階第7段階	79,900円
ク	所得段階第8段階	92,200円
ケ	所得段階第9段階	104,500円
コ	所得段階第10段階	116,800円
サ	所得段階第11段階	129,100円
シ	所得段階第12段階	141,400円
ス	所得段階第13段階	147,600円

(第3条第1項関係)

#### (2) 令第39条で規定する所得段階の判定基準となる前年の合計所得金額を次のように定めるもの

所得段階第6段階	120万円未満
所得段階第7段階	210万円未満
所得段階第8段階	320万円未満
所得段階第9段階	420万円未満
所得段階第10段階	520万円未満



所得段階第1 1段階	620万円未満
所得段階第1 2段階	720万円未満
所得段階第1 3段階	720万円以上

(第3条第2項から第8項までの規定関係)

(3) 所得段階に応じて区分される第1号被保険者の保険料率のうち、令和6年度から令和8年度の各年度における第1段階から第3段階までの保険料率について、減額賦課する保険料率を次のように定めるもの

ア 所得段階第1段階	14,400円
イ 所得段階第2段階	20,600円
ウ 所得段階第3段階	39,000円

(第3条第9項から第11項までの規定関係)

(4) 所得段階が9段階から13段階となったことに伴う所要の改正

(第5条第3項関係)

## 2 施行期日等

(1) 令和6年4月1日

(2) 改正後の第3条の規定は、令和6年度以降の年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第9号 幸手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

### 1 内 容

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）の公布に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）が一部改正（令和6年4月1日施行）されることによる所要の改正

(1) 管理者の兼務範囲の明確化

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営するため、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えないことを明らかにするもの

(第6条、第10条、第45条、第72条及び第79条関係)

(2) 「書面掲示」規制の見直しに関する規定の整備

事業所内での「書面掲示」を求めている運営規定の概要等重要事項等について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける規定を新設するもの

(第32条関係)

(3) 身体的拘束等の適正化の推進に関する規定の整備

多機能系サービス（介護予防小規模多機能型居宅介護）について、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付け、通所系サービス（介護予防認知症対応型通所介護）について、緊急やむを得ない場合を除く身体的拘束等の禁止及び身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける規定を新設するもの

(第40条、第42条及び第53条関係)

(4) 介護現場の生産性向上に関する規定の整備

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置を義務付ける規定を新設するもの

(第63条の2及び第86条関係)

(5) 協力医療機関との連携体制の構築に関する規定の整備

居住系サービス（介護予防認知症対応型共同生活介護）について、施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅利用を支援する地域の医療機関等との実効性のある連携体制を構築するための規定を新設するもの

(第83条関係)

(6) その他指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的

な支援の方法に関する基準の一部改正に伴う所要の規定の整備

## 2 施行期日

令和6年4月1日

議案第10号 幸手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

### 1 内 容

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）の公布に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）が一部改正（令和6年4月1日施行）されることによる所要の改正

#### (1) 管理者の兼務範囲の明確化

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営するため、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えないことを明らかにするもの

（第7条、第48条、第59条の4、第59条の24、第62条、第66条、第83条、第111条、第121条、第131条、第166条及び第192条関係）

#### (2) 身体的拘束等の適正化の推進に関する規定の整備

多機能系サービス（小規模多機能型居宅介護等）について、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付け、訪問系サービス（定期巡回随時対応型訪問介護看護等）・通所系サービス（地域密着型通所介護等）について、緊急やむを得ない場合を除く身体的拘束等の禁止及び身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける規定を新設するもの

（第24条、第42条、第51条、第58条、第59条の9、第59条の19、第59条の30、第59条の37、第70条、第79条、第92条及び第197条関係）

(3) 「書面掲示」規制の見直しに関する規定の整備

事業所内での「書面掲示」を求めている運営規定の概要等重要事項等について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける規定を新設するもの

(第34条関係)

(4) 介護現場の生産性向上に関する規定の整備

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置を義務付ける規定を新設するもの

(第106条の2、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条関係)

(5) 協力医療機関との連携体制の構築に関する規定の整備

施設系サービス(地域密着型介護老人福祉施設)・居住系サービス(認知症対応型共同生活介護等)について、施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅利用を支援する地域の医療機関等との実効性のある連携体制を構築するための規定を新設するもの

(第125条、第147条及び第172条関係)

(6) その他指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う所要の規定の整備

2 施行期日

令和6年4月1日

議案第11号 幸手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 内 容

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第16号)の公布に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防の

ための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）が一部改正（令和6年4月1日施行）されることによる所要の改正

(1) 介護予防支援の円滑な実施に関する規定の整備

指定居宅介護支援事業所が指定を受ける場合の人員配置、介護予防事業サービス計画の実施状況を市に情報提供する規定等、指定介護予防支援を行うために必要な所要の規定の整備を行うもの

（第5条、第6条、第7条、第13条、第15条及び第33条第29号関係）

(2) 「書面掲示」規制の見直しに関する規定の整備

事業所内での「書面掲示」を求めている運営規定の概要等重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける規定を新設するもの

（第24条関係）

(3) 身体的拘束等の適正化の推進に関する規定の整備

介護予防支援について、緊急やむを得ない場合を除く身体的拘束等の禁止及び身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける規定を新設するもの

（第31条並びに第33条第2号の2及び第2号の3関係）

(4) 他のサービス事業者等との連携によるモニタリングの整備

人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上のため、利用者の同意を得る等の要件を設けた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とする規定を新設するもの

（第33条第16号関係）

(5) その他指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴う所要の規定の整備

2 施行期日

令和6年4月1日

議案第 12 号 幸手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準  
等を定める条例の一部を改正する条例

1 内 容

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 16 号）の公布に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）が一部改正（令和 6 年 4 月 1 日施行）されることによる所要の改正

(1) 介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数の整備

基本報酬における取扱件数との整合性を図るため、指定居宅介護支援事業所ごとに 1 以上の員数の常勤の介護支援専門員を置くことが必要となる人員基準についての規定を新設するもの

（第 5 条関係）

(2) 管理者の兼務範囲の明確化

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営するため、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えないことを明らかにするもの

（第 6 条関係）

(3) 公正中立の確保のための取組の見直し

事業者の負担軽減を図るため、前 6 月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各種サービスの利用割合や同一事業者によって提供されたものの割合を利用者に説明し、理解を得ることを居宅介護支援事業者の努力義務とするもの

（第 7 条関係）

(4) 身体的拘束等の適正化の推進に関する規定の整備

居宅介護支援について、緊急やむを得ない場合を除く身体的拘束等の禁止及び身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける規定を新設するもの

（第 16 条第 2 号の 2 及び第 2 号の 3 並びに第 32 条関係）

(5) 他のサービス事業者等との連携によるモニタリングの整備

人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケ

アマネジメントの質の向上のため、利用者の同意を得る等の要件を設けた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とする規定を新設するもの

(第16条第14号イ関係)

(6) 「書面掲示」規制の見直しに関する規定の整備

事業所内での「書面掲示」を求めている運営規定の概要等重要事項等について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける規定を新設するもの

(第25条関係)

(7) その他指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴う所要の規定の整備

2 施行期日

令和6年4月1日

議案第13号 幸手市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

1 内 容

子ども医療費の支給における対象年齢の拡大及び既に行われている運用を明文化したもの

(1) 対象年齢の拡大

満15歳に達する月の属する年度の末日までの間にある子ども

↓

満18歳に達する月の属する年度の末日までの間にある子ども

(第2条第1号関係)

(2) 既に行われている運用の明文化

ア 他市町村等の福祉医療制度を受給している者を対象外とすること。

(第2条第2号カ関係)

イ 受給資格者について、国内住所要件を加えること。

(第2条第3号関係)

(3) その他所要の字句整理

(第4条関係)

## 2 施行期日等

- (1) 上記内容(1)の改正規定 令和6年10月1日
- (2) 上記内容(2)及び(3)の改正規定 令和6年4月1日
- (3) 改正後の幸手市子ども医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療費の支給について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

### 議案第14号 幸手市放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例

#### 1 内 容

幸手市立上高野小学校の放課後児童クラブ（たけのこ児童クラブ）は、利用児童が多く、専用区画の面積基準を満たしていなかったことから、新たなクラブ室を開設し、既存のクラブを分割することとしたため、別表に次の放課後児童クラブを加えるもの

(別表関係)

きのこ児童クラブ

幸手市大字上高野1065番地 幸手市立上高野小学校内

#### 2 施行期日

令和6年4月1日

### 議案第15号 幸手市手数料条例の一部を改正する条例

#### 1 内 容

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の一部改正に伴う所要の改正

##### (1) 引用する法律名の改正

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」

↓

「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」

(別表71の項から77の項までの改正規定中、法律名改正部分)

##### (2) その他所要の字句改正

(別表72の項及び76の項の改正規定中、字句改正部分)



## 2 施行期日

- (1) 上記(1)について 令和6年4月1日
- (2) 上記(2)について 公布の日

### 議案第16号 幸手市水道事業の設置等に関する条例及び幸手市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 内 容

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴う所要の改正  
議会の同意を要する賠償責任の免除に関する引用条項の改正

「第243条の2の2第8項」 → 「第243条の2の8第8項」  
(第1条中第5条及び第2条中第5条関係)

## 2 施行期日

令和6年4月1日

### 議案第17号 幸手市水道事業給水条例の一部を改正する条例

#### 1 内 容

水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管  
するために水道法が一部改正されたため、引用字句の改正を行うもの

##### (1) 省令の名称

ア 厚生労働省令 → 国土交通省令

イ 厚生省令 → 国土交通省令

(第5条第1項及び第35条第2項ただし書並びに第44条第1号  
関係)

##### (2) 大臣の名称

厚生労働大臣 → 国土交通大臣及び環境大臣

(第43条第6号関係)

## 2 施行期日

令和6年4月1日

# 議案第18号 幸手市水道事業審議会条例

## 1 内 容

市水道事業の円滑な経営に資するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として幸手市水道事業審議会（以下「審議会」という。）の設置に関する必要事項を定めるとともに、関連条例の整備を行うもの

### (1) 設置

幸手市水道事業の円滑な経営に資するため、審議会を置く。

（第1条関係）

### (2) 所掌事項

審議会は、水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、水道事業に関し必要な事項について調査審議する。

（第2条関係）

### (3) その他組織、任期、会長及び副会長、会議、庶務等について必要事項を定める。

（第3条から第8条までの規定関係）

## 2 施行期日等

### (1) 施行期日

令和6年4月1日

### (2) 招集の特例

この条例の施行後又は委員の任期満了後最初に行われる審議会は、管理者が招集する。

### (3) 関連条例の整備

水道事業審議会委員に関する事項を幸手市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の別表2 附属機関の委員の表に加える。

水道事業審議会委員	日額	6,800円
-----------	----	--------